

公益社団法人北海道社会福祉士会外部理事の選任基準に関する規程

規程第19号
2005年11月5日制定
2016年7月23日廃止

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)役員選出規則(規則第4号)第4条第1項第2号の規定に基づき、本会の外部理事を選任する際の基本的な基準を定めることを目的とする。

(外部理事選任の目的)

第2条 外部理事を選任する目的は、本会が、公益法人として、徒に同業職種の狭い利益のみの追求に陥ることなく、広く北海道民の福祉の増進と向上に寄与する開かれた団体となるために、社会福祉士以外の学識経験者の意見を会の運営に反映させることにある。

(外部理事選任の基盤とすべき分野)

第3条 本会の外部理事は、次の二分野から選任する。

- (1) 社会福祉の学問的基盤となる分野
- (2) 社会福祉士の職務上緊密な連携を必要とする分野

(外部理事選任の具体的な基準)

第4条 外部理事は、次の各号のすべてを満たす者の中から選任する。

- (1) それぞれの所属分野においてすぐれた見識と業績を持ち、かつ社会的評価を得ていること。
- (2) 社会的な信用があり、かつ履歴上も重大な瑕疵がないこと。
- (3) 社会福祉の増進と向上に対して理解と情熱を持ち、かつ社会福祉士の業務に関しても理解があること。
- (4) 本会の定款を承認すること。

(外部理事の人数配分)

第5条 第3条各号に掲げる分野毎に、各1名以内を選任する。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日(2006年12月18日)から施行する。
- 2 この規程は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。